【事務担当者様へ】

今年度も検認事務の手続きを、よろしくお願いいたします。

「特認者リスト」の組合員に（別紙１）から（別紙７）の書類を配付し、提出書類を取りまとめ、**令和２年 11 月 30 日（月）**までに給付グループに提出してください。

本通知は、神奈川支部ホームページの「事務担当者専用ページ」に掲載しています。

１　提出書類　※ 該当者が複数の場合、別紙１～３はコピーして使用してください。

（１）特別認定状況確認書（別紙１）･･･ 事務担当者様の押印または署名欄があります。
（２）扶養状況に関する申立書（別紙２）･･･ 組合員の押印欄があります。
（３）生計維持に関する申立書（別紙３）･･･ 組合員の押印欄があります。
（４）添付書類 ･･･（別紙１）の ①から③に記載の書類

２　書類の提出方法

（１）　提出された書類に、記入・押印漏れや不足書類がないか確認してください。

（別紙１）□ 組合員の記入漏れがありませんか？
□ 被扶養者の課税（非課税）証明書の原本は添付されていますか？
□ 同居が認定要件の被扶養者の、住民票等の原本が添付されていますか？
□ ③のチェック欄に✔がついていますか？
□ チェック✔した欄の添付書類がありますか？
□ 左上にある「所属所事務担当確認印または署名欄」に、事務担当者様の押印、または署名をしていただきましたか？

（別紙２）□ 組合員の記入・押印漏れがありませんか？
□ １にチェック✔・記入漏れがありませんか？
□ ２の（１）、（２）は具体的に記載されていますか？

（別紙３）□ 組合員の記入・押印漏れがありませんか？
□ １、２にチェック✔・記入漏れがありませんか？

※ 書類は組合員ごとに左上をホチキスで留めてください。

（２）　提出の際は、「特認者リスト」をコピーして同封してください。提出期限に間に合わない組合員がいる場合は、「特認者リスト」に「該当者、提出が遅れる理由、提出予定時期」を記入したうえで、揃った組合員の書類のみ提出してください。期限までに提出できる書類が１件もない場合も、同様に記入したうえ提出してください。

また、検認を受けずに被扶養者を取り消しする場合は、特認者リストに「該当者、取消の旨、取消理由」を記入し、取消の書類を提出してください。

（３）　提出書類は提出する前に所属控えをコピーし、必ず「宛名ラベル」を貼った封筒等に入れ、特定記録郵便等個人情報の取り扱いができる送付方法で、給付グループに提出してください。「宛名ラベル」は、再提出の際も使用するためコピーをして、封筒の大きさによって切り取り使用してください。「宛名ラベル」を貼れない封筒等の場合は、必ず封筒等に「検認書類在中」と「所属コード」を赤字で記載してください。封筒等には、検認関係の書類以外は同封しないでください。ただし、令和２年８月 25 日付け、公共神第 120 号で依頼した「被扶養者国内居住要件確認一覧」は同封可能です。共済組合窓口への持参はご遠慮ください。

【裏面に続く】

３　検認の留意事項

（１）被扶養者を継続して認定できるか、【被扶養者の認定要件確認フロー】（別紙５）と【被扶養者の扶養義務者について】（別紙６）で確認してください。

（２）令和２年４月より地方公務員等共済組合法の改正に伴い、被扶養者の認定要件に「日本国内に住所を要すること」が追加されました。（令和２年８月 25 日付け、公共神第 120 号の通知を参照してください。）

（３）被扶養者を収入超過や就職等で取り消す場合は、別添「被扶養者を「取消」する場合の提出書類一覧」を参照して手続きしてください。次の健康保険に加入するために「資格喪失（取消）証明書」が必要な場合は、「資格喪失（取消）証明書発行願」を提出してください。遡及して取り消した期間に医療機関等で被扶養者証を使用していた場合は、組合員に医療費を返還していただきます。

　なお、新型コロナウィルスの影響で、雇用条件は変わらず、時間外勤務等の増加により一時的に収入が超過した場合、勤め先等の証明があれば、年間の限度額を超えるまでは被扶養者として認定できます。（令和２年８月 24 日付け、公共神第 121 号の通知を参照してください。）

（４）　75 歳（後期高齢者医療制度の適用対象者）に到達した被扶養者は、検認・取消の手続きは必要ありませんが、「特認者リスト」に「後期高齢者」と記入し、被扶養者証を返納してください。

（５）書類が未提出等で検認が完了しない場合は、遡って認定を取り消します。その際は、取消日から被扶養者証が無効となります。遡及して取り消した期間に医療機関等で被扶養者証を使用していた場合は、組合員に医療費を返還していただきます。

（６）特認者リストは返却しません。不備等の連絡がない場合は、検認は完了です。

（７）一般認定（扶養手当が支給）されている被扶養者は検認の対象ではありませんが、この機会に【被扶養者の認定要件確認フロー】（別紙５）と【被扶養者の扶養義務者について】（別紙６）で認定要件を確認していただくよう、周知をお願いいたします。